

## 大学評価基準観点表について（案）

大学評価基準は四つの基準から構成されています。4 基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～7）として表しています。4 基準の大きなくくりの下で、大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められます。

また、区分ごとの点検・評価を行う際の具体的な着眼点として、観点表を設けました。各大学は、この表を活用するとともに、それぞれの特性に応じた観点から、特色ある教育研究等の展開及び一層の改善・向上に向けての取り組み等について点検・評価し、自己点検・評価報告書に積極的に記述されることを期待しています。

## 大学評価基準観点表

### 基準 I ミッションと教育の効果

大学のミッション・教育理念、教育目的・目標、学習成果（Student Learning Outcomes）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

#### A ミッション

大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となるミッションを学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。

区分	点検・評価の観点
基準 I -A-1 ミッションを確立している。	(1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3) ミッションを学内外に表明している。 (4) ミッションを学内において共有している。 (5) ミッションを定期的に確認している。
区分	点検・評価の観点
基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地方公共団体、企業（等）、教育機関、研究機関、文化団体及び海外の諸機関等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### B 教育の効果

教育の効果は、大学の教育の質を保証するものでなければならない。

大学は、ミッションに基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	(1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。 (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	(1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。 (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。 (3) 学習成果を学内外に表明している。 (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### C 内部質保証

大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、大学の設置者の長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自

自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</li> <li>(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。</li> <li>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</li> <li>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</li> <li>(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。</li> <li>(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。</li> </ul>
区分	点検・評価の観点
基準 I -C-2 教育の質を保証している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</li> <li>(2) 査定の手法を定期的に点検している。</li> <li>(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。</li> <li>(4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。</li> </ul>

## 基準 II 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や進学などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

### A 教育課程

大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確で

あり、就職や進学などにつながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

大学は、学部・研究科等の専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための教育を適切に行うことも求められる。加えて、専門職学科においては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成し、職業倫理を涵養するよう配慮が必要である。

教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>(1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。</p> <p>(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。</p> <p>(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。</p>
区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>(1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。</p> <p>(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。</p> <p>①大学設置基準等にのっとり体系的に編成している。</p> <p>②学習成果に対応した、授業科目を編成している。</p> <p>③専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。</p> <p>④単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。</p> <p>⑤成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にのっとり判定している。</p> <p>⑥シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。</p> <p>⑦通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う</p>

	<p>授業の実施を適切に行っている。</p> <p>(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。</p> <p>(4) 専門職学科における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。</p>	<p>(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。</p> <p>(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。</p> <p>(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>(6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。</p> <p>(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>(8) アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。</p>	<p>(1) 学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。</p> <p>(3) 学習成果は測定可能である。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を</p>	<p>(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリ</p>

量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	<p>ック分布などを活用している。</p> <p>(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。</p> <p>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</p>
<b>区分</b>	<b>評価の観点</b>
基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	<p>(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。</p> <p>(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。</p>

## B 学生支援

大学は、学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活用して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

大学は、ミッションと教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に捉え、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

大学は、学生生活支援や進路支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	<p>(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</p> <p>② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。</p> <p>③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</p> <p>④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</p> <p>(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</p>

	<p>②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。</p> <p>④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</p> <p>(3) 大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <p>①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>
<p><b>区分</b></p>	<p><b>点検・評価の観点</b></p>
<p>基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</p>	<p>(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p> <p>(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。</p> <p>(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>(7) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</p> <p>(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。</p> <p>(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</p> <p>(11) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。</p>

区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。</li> <li>(2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。</li> <li>(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。</li> <li>(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。</li> <li>(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。</li> <li>(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。</li> <li>(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。</li> <li>(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。</li> <li>(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。</li> <li>(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。</li> <li>(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。</li> <li>(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。</li> <li>(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。</li> </ul>
区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。</li> <li>(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。</li> <li>(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。</li> <li>(4) 学部・研究科等ごとに卒業・修了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。</li> <li>(5) 進学、留学に対する支援を行っている。</li> </ul>

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

## A 人的資源

大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を通じて三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積み重ねなければならない。

そのために、大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学及び学部・研究科等の教員組織を編制している。</li> <li>(2) 大学及び学部・研究科等の専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。</li> <li>(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。</li> <li>(4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</li> <li>(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。</li> <li>(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。</li> <li>(7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</li> </ul>
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</li> <li>(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</li> <li>(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</li> <li>(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。</li> </ul>

	<p>っている。</p> <p>(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</p> <p>(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</p> <p>(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p> <p>(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。</p>	<p>(1) 大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>(4) 事務関係諸規程を整備している。</p> <p>(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。</p> <p>(6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>(7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</p> <p>(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。</p>	<p>(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。</p> <p>(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。</p> <p>(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。</p>

## B 物的資源

大学は、教育課程と学生支援の充実のために、大学設置基準等に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。</p>	<p>(1) 校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。  (2) 適切な面積の運動場を有している。  (3) 校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。  (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。  (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。  (6) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。  (7) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。  (8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。  (9) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。  (10) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。  ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。  ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。  (11) 適切な面積の体育館を有している。  (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。</p>
区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。</p>	<p>(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。  (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。  (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。  (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。  (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。  (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。</p>

### C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるた

めに十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。 (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④大学の財政と大学の設置者の財政の関係を把握している。 ⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。

	<p>⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。</p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩公認会計士等の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①大学の設置者及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学の設置者の長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学の設置者の長に報告している。</p>
<p><b>区分</b></p>	<p><b>点検・評価の観点</b></p>
<p>基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。</p>	<p>(1) 大学の将来像が明確になっている。</p> <p>(2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。</p> <p>(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。</p> <p>①学生募集対策と学納金計画が明確である。</p> <p>②人事計画が適切である。</p> <p>③施設設備の将来計画が明瞭である。</p> <p>④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。</p> <p>(4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。</p> <p>(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。</p>

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

大学の設置者の長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公表・公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

### A 大学の設置者の長のリーダーシップ

大学の設置者の長は、大学のミッションに基づき、公共性を高め、大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

大学の設置者においては、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、大学の設置者の長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学の設置者の管理運営体制が確立している。	(1) 大学の設置者の長は、大学の設置者の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 (2) 大学の設置者の長は、法令等の規定に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。 (3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

### B 学長のリーダーシップ

学長は、大学のミッションに基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-B-1 学習	(1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

<p>成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。</p>	<p>(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p>
---	---

### C ガバナンス

ガバナンスは、大学の設置者の長、学長の意思決定やリーダーシップが大学の向上・充実に對して適切に発揮されていることを確認することである。

大学の設置者の長の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会又は経営協議会等（以下、「評議員会等」という。）がその役割を担い、責任を果たさなければならない。

区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。</p>	<p>(1) 監事は、大学の設置者の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。</p> <p>(2) 監事は、大学の設置者の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。</p> <p>(3) 監事は、大学の設置者の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。</p>
区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。</p>	<p>(1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき運営している。</p>
区分	点検・評価の観点
<p>基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p>	<p>(1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。</p>

## 専門職大学の評価基準

専門職大学は、以下に示す箇所についてはこの「点検・評価の観点」を適用する。

### ◆「点検・評価の観点」全体

- ・「大学」は、「専門職大学」に読み替える。
- ・「大学設置基準」は、「専門職大学設置基準」に読み替える。
- ・「地域・社会」は、「産業界・地域社会」に読み替える。

### ◆「点検・評価の観点」

## 基準Ⅰ ミッションと教育の効果

### A ミッション

- ・基準Ⅰ-A-2を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として産業界・地域社会に貢献している。	(1) 産業界・地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 産業界、地域社会の地方公共団体、企業等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて産業界・地域社会に貢献している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### A 教育課程

- ・基準Ⅱ-A-2、基準Ⅱ-A-3及び基準Ⅱ-A-4を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。	(1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。 ① 専門職大学設置基準等にのっとり産業界・地域社会との連携により体系的に編成している。 ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上

	<p>限設定等を行っている。</p> <p>④成績評価は学習成果の獲得を専門職大学設置基準等にとり判定している。</p> <p>⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。</p> <p>(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、専門職大学設置基準等にとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。</p>	<p>(1) 専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、教育課程の構成等不断の見直しを行う体制が確立している。</p> <p>(2) 教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。</p> <p>(3) 教育効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p>
<b>区分</b>	<b>点検・評価の観点</b>
<p>基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p>	<p>(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>(6) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。</p> <p>(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>(8) アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</p>

## B 学生支援

- ・基準Ⅱ-B-2 (7) を削除し、以下番号を順に繰り上げる。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### B 物的資源

- ・基準Ⅲ-B-1 を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	(1) 校地の面積は専門職大学設置基準等の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は専門職大学設置基準等の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しているほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。 (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (9) 適切な面積の体育館を有している。 (10) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

## 国立大学の評価基準

国立大学は、以下に示す箇所についてはこの「点検・評価の観点」を適用する。

### ◆「点検・評価の観点」

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### D 財的資源

・基準Ⅲ-D-1を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①損益計算書は、過去3年間にわたり均衡している。 ②損益計算書の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④大学の財政と国立大学法人の財政の関係を把握している。 ⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給付引当金等を目的どおりに引き当てている。

	<p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費は経常収益の20%程度を超えている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩監査法人の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び債権等の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①国立大学法人及び大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て国立大学法人の長等に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て国立大学法人の長等に報告している。</p>
--	---

## 公立大学の評価基準

公立大学は、以下に示す箇所についてはこの「点検・評価の観点」を適用する。

### ◆「点検・評価の観点」

#### (1) 公立大学法人の場合

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### D 財的資源

・基準Ⅲ-D-1を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<p>(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①損益計算書は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②損益計算書の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p>

	<p>③貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④大学の財政と公立大学法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。</p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費は経常収益の20%程度を超えている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び債権等の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①公立大学法人及び大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て公立大学法人の長等に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て公立大学法人の長等に報告している。</p>
--	---

(2) 公立大学法人以外の場合

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

**D 財的資源**

・基準Ⅲ-D-1を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<p>(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①経常的収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p>

	<p>③大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>④教育研究経費は経常的収入の20%程度を超えている。</p> <p>⑤教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p> <p>⑥財務に関する会計監査等への対応は適切である。</p> <p>⑦入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑧収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①大学の設置者及び大学は、中・長期計画等に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学の設置者の長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p>
--	--

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

・テーマ [A 大学の設置者の長のリーダーシップ] を削除する。

・テーマ [C ガバナンス] を次のとおりとする。

#### C ガバナンス

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。	<p>(1) 学長の選考は適切である。</p> <p>(2) 大学運営の意思決定は適切である。</p> <p>(3) 設置者との合意を図るシステムができている。</p> <p>(4) 外部の意見を取り入れる仕組みができている。</p> <p>(5) その他大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。</p>
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-C-2 大学は、高い公共性と社会的責任を有して	<p>(1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。</p>

おり、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	
-------------------------------	--